

## 景観計画区域内行為届出書の添付図書の種類等に関する要綱

平成 19 年 7 月 3 日実施

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八戸市景観条例施行規則(平成 19 年八戸市規則第 6 号。次条において「施行規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する景観計画区域内行為届出書に添付する図書の種類等について必要な事項を定めるものとする。

(添付図書の種類等)

第 2 条 景観計画区域内行為届出書は、八戸市景観条例(平成 19 年八戸市条例第 15 号)第 7 条第 2 項各号及び施行規則第 3 条第 1 項各号に基づき、その届出に係る行為の種類に応じて別表に掲げる図書等を添付して市長に提出するものとする。

付

この要綱は、平成 19 年 7 月 3 日から実施する。

### 別表

行為の種類	図 書 等			
	種類	内容	明示事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは外観の変更並びに工作物の新設、増築、改築又は移転若しくは外観の変更	付近見取図	敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺 1/2500 以上のもの	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物の位置 (4) 建築物又は工作物の位置	
	配置図	建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 1/100 以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地境界線 (4) 道路の位置	緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。 さく、塀等外構施設を設置する場合にあっては、その位置、種類及び規模を付記すること。
	立面図	2 面以上の図面で縮尺 1/50 以上のもの	(1) 縮尺 (2) 面の方位 (3) 寸法 (4) 素材 (5) 色彩(修正マンセル表色系による)	移転又は外観の変更に係る届出の場合にあっては、不要とする。
	平面図	建築物を対象とし、各階ごとの図面で縮尺 1/50 以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 寸法	移転又は外観の変更に係る届出の場合にあっては、立面図に代えてカラー写真とすることができる。
	現況写真	敷地及び周辺の状況を示す写真		建築物又は工作物の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影の位置及び方向を配置図に明示又は撮影位置図を添付すること。
	その他	新築(新設)、増築、改築、移転にあっては行為後のイメージ図		完成予想外観透視図又は現況写真に行為後の外観の輪郭を記入したものとする。

2 都市計画法 第4条第12項 に規定する開 発行為	付近見取図	土地の位置及び 周辺の状況を表示 する図面で縮尺 1/2500 以上のも の	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 開発行為を行う土 地の位置	
	現況図	行為地及び周辺 の土地の利用状況 を表示する図面で 縮尺 1/100 以上の もの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 道路の位置	
	計画平面図	開発行為後の土 地の形質状況を表 示する図面で縮尺 1/100 以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 法面の位置及び規 模 (5) 道路の位置	緑化措置を講ずる場合に あっては、その位置、種類及 び内容を付記すること。
	断面図		(1) 縮尺 (2) 土地の区域 (3) 断面の位置及び方 向	開発行為の前後における 当該土地の縦断図及び横断 図とし、その位置及び方向を 計画平面図にも明示すること。
	現況写真	土地の区域及び 周辺の状況を示す 写真		開発行為の場所及びその 周辺の状況が分かるカラー 写真とし、撮影の位置及び方 向を現況図に明示又は撮影 位置図を添付すること。
3 土石の採 取、鉋物の掘 採その他の土 地の形質の変 更	付近見取図	土地の位置及び 周辺の状況を表示 する図面で縮尺 1/2500 以上のも の	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為を行う土地の 位置	
	現況図	行為地及び周辺 の土地の利用状況 を表示する図面で 縮尺 1/100 以上の もの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 道路の位置	
	計画平面図	行為後の土地の 形質状況を表示す る図面で縮尺 1/100 以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 法面の位置及び規 模 (5) 道路の位置	緑化措置を講ずる場合に あっては、その位置、種類及 び内容を付記すること。 遮へい物を設置する場合 にあっては、その位置、種類 及び規模を付記すること。
	断面図		(1) 縮尺 (2) 土地の区域 (3) 断面の位置及び方 向	行為の前後における土地 の縦断図及び横断図とし、そ の位置及び方向を計画平面 図にも明示すること。
	現況写真	土地の区域及び 周辺の状況を示す 写真		行為の場所及びその周辺 の状況が分かるカラー写真 とし、撮影の位置及び方向を 現況図に明示又は撮影位置 図を添付すること。

4 木竹の伐採	付近見取図	土地の位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2500以上のもの	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為を行う土地の位置	
	現況図	行為地及び周辺土地の利用状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 道路の位置	
	計画平面図	行為後の土地の形質状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為後の法面の位置及び規模 (4) 道路の位置	緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。
	現況写真	土地の区域及び周辺の状況を示す写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影の位置及び方向を現況図に明示又は撮影位置図を添付すること。
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	土地の位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2500以上のもの	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為を行う土地の位置	
	現況図	行為地及び周辺土地の利用状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為を行う土地の区域 (4) 道路の位置	
	計画平面図	行為後の土地の形質状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の区域 (4) 法面の位置及び規模 (5) 道路の位置	物件の堆積の方法を付記すること。 遮へい物を設置する場合にあっては、その位置、種類及び規模を付記すること。 緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。
	現況写真	物件の堆積の場所及び周辺の状況を示す写真		物件の堆積の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影の位置及び方向を配置図に明示すること。
6 水面の埋立て又は干拓	付近見取図	水面の位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2500以上のもの	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為を行う位置	
	現況図	行為地及び周辺土地の利用状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為を行う区域 (4) 道路の位置	

計画平面図	行為後の土地の形質状況を表示する図面で縮尺1/100以上のもの	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為を行う区域 (4) 行為後の法面の位置及び規模 (5) 道路の位置	緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。
断面図		(1) 縮尺 (2) 行為を行う区域 (3) 断面の位置及び方向	行為の前後における当該土地の縦断図及び横断図とし、その位置及び方向を計画平面図にも明示すること。
現況写真	行為の区域及び周辺の状況を示す写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影の位置及び方向を現況図に明示又は撮影位置図を添付すること。

備考

内容欄に掲げる縮尺の図面で表示できない場合は、当該規模に応じて適切な縮尺のものに替えることができる。